



神里達博

1967年生まれ。千葉大学大学院教授、本社客員編集委員。専門は科学史、科学技術社会学。著書に「リスクの正体」など

そもそもマイナンバーとは

目的は達成 その先急ぐ政府

政府は今月、健康保険証を2年後に廃止し、マイナンバーカードに切り替えるとの声明を出した。これは事実上、マイナンバーカード取得の強制であり、法の趣旨に反すると言えよう。首相は今週の手塚委員会でカードを持たない人も保険診療を受けられるようにする方針を示したが、それならば、今のままでも良かろう。この「強硬策」の背景には、マイナンバーカードの取得率の低さがある。実際、6年かけてようやく人口の半分に交付できたという状況である。「ポイント」という名のお金を配らなければ、取得者も少なかつたに違いない。

要するに、この制度への国民の理解がいまだ十分とは言えないのだ。政府は先を急ぎたいとしているのだ。そもそもマイナンバー制度は、大きく①マイナンバー②マイナンバーカード③マイナポータルという三つの要素から構成されている。巻で話題になるのは①②③のカードの話が多いが、最もなるのは④の「行政が国内の全住民に付番した重復のない12桁の番号」である。そこで今回はまず、この「マイナンバー」自体について考えてみようと思う。これは結局、なののために作られたのだろうか。

それを理解するためにはまず、マイナンバー制度を定める法律の正式名称を確認してみるのが良い。これは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という長い名前だが、ここに明記されている通り、行政の業務のために作られた制度なのである。市役所、警察署、年金事務所など、行政を担う機関は多々ある。これらは昔から、当該組織において独自に、対象者に番号をつけて管理してきた。例えば運転免許証には重複のない番号がついている。それ自体は特に問題はない。ここで、行政機関がそれぞれ、その役割に関係する国民の情報を「分散的に」管理してきたという点を確認しておこう。

さて、行政の扱う仕事の中には、複数の機関にまたがる情報が必要となる場合がある。たとえば、生活保護の申請を行う場合、従来は申請者が年金支給金額を証明する書類を、自分で取得して自治体に提出する必要があるであった。だが、マイナンバー制度によって現在は、自治体側が日本年金機構に対し、直接的に個人情報問い合わせをすることが容易になった。これにより、行政の事務手続きが簡便かつ迅速になる。また申請者の作業負担も軽減したと言えよう。

でも、マイナンバーは失敗した「な」と言われるが、それは国民の側から、この制度の利便性があまり見えないという、マイナンバーカードの普及率が低迷しているためであろう。だが個人を共通番号で特定して

行政機関の間で情報のやりとりをするという本来の目的は、すでに達成していると言える。政府はマイナンバーの導入に「成功」したのだ。

そして私たちが「注目すべきは、分散的に国民の情報を持っているさまざまな行政機関が、制度的な制限が設けられてはいないものの、技術的には相互に個人の情報を活用できる状況になった」という点である。これはかつて「国民総番号制度」と呼ばれた構想と、重なる面もある。現在の私たちが、これをどう評価すべきなのか。そのためにはまず、諸外国との比較が有益だろう。たとえばドイツの行政機関も、それぞれが国民に番号をつけて管理している。1人につき1つの「納税者番号」が与えられており、これを使うことで、新型コロナウイルス拡大の際にも給付金等を国民に速やかに支給することができたという。

日本では2年前、給付金の手続きで自治体が混乱し、「行政システムデジタル化の遅れ」を印象づける格好となったのは記憶に新しい。だが実は、ドイツには共通番号「マイナンバー」は現在も存在しない。なぜなら、これは「違憲」だと考えられているからである。ドイツでは、かつてのナチスの人権蹂躞や、旧東ドイツの国民監視の暗い歴史を踏まえ、個人が自分に関する情報をコントロールする権利が非常に重視されている。個々の行政機関が必要の範囲で国民の個人情報を扱うことは問題ないが、複数の行政機関が情報を突き合わせ、いわば個人を「丸裸」にできるような仕組みは、ドイツ基本法(憲法)の理念に馴染まないと理解されているのだ。

実はフランスや英国でも統一的な共通番号は使われていない。いずれも、国民監視の強化やプライバシーの侵害が懸念されていることである。一方で韓国や米国、スウェーデンなど、共通番号が広く使われている国もある。とはいえ詳細を調べてみると、それぞれの国の歴史的事情を色濃く反映していることが分かる。また各々課題を抱えており、どんな制度が適切なのか、判断は難しい。

このように、先進諸国でも対応は分かれており、共通番号や国民IDカードが、必ずしも普及しているわけではないのだ。だが最近の日本政府は「前のめり」が目立つ。昨年はデジタル庁も発足し、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、マイナンバー制度の活用が、中心的な手段として位置づけられている。デジタル化が効率化や成長を促すことも重要だが、それがこの社会に對してどんな影響を与えるのか、不測の客観的な検証も必要だろう。いずれにせよこれは、かなり大きな問題とみなされている。本コラムでも、引き続き考えていきたい。